

福祉用具活用システムのご紹介・ご提案

医療機関や介護保険施設等における福祉用具の活用についてご紹介・ご提案させていただきます。

現在の課題

福祉用具は一人ひとりの状態に合わない
と自立支援につながらない

一人ひとりの状態に合わないとうなる？

体に合わない福祉用具を使うことで、本人が不快に感じるだけでなく、褥瘡や拘縮、誤嚥性肺炎などの二次障害を引き起こします。また、リハビリの妨げとなり、自立支援の妨げとなります。

退院・退所後、病院・施設で使用している物と同じものを使用できない

・病院や施設での福祉用具の取扱い

現在医療機関や福祉施設では、福祉用具は備品として準備するものとされています。

・在宅での福祉用具の取扱い

在宅では介護保険の給付対象となり、利用者が用意することになります。したがって、病院や施設で使用していたものと同じ仕様のものを退院・退所後に使用できるとは限らず、自立支援の妨げになります。

介護用ベッドによる事故が依然として報告されている

・なぜ事故が減らないのか？

ベッドを購入またはリースをすると、その後、事故対策がされたベッドが販売されたとしても、そのたびに導入するのは非現実的であり、事故対策された機器を導入するのが困難なのが現状です。

管理やメンテナンスができない

・福祉用具の在庫管理とは？

誰が何を使用しているか、何を誰が使用しているか等を管理することです。

在庫管理ができないことによって、適正量がわからなかったり、安全管理上の問題が生じたりします。

また、在庫管理をするためには、コストの問題が生じます。

・メンテナンスとは？

衛生面への配慮（感染症等含む）や福祉用具の安全性の確保です。

メンテナンスは、車いす安全整備士等一定の知識・技術を持った人が行う必要があります。また専用の殺菌設備で消毒することが必要となります。

職場における腰痛予防対策指針が改訂となりました

厚生労働省から平成 25 年 6 月 18 日に「職場における腰痛予防対策指針」が改訂となりました。

・福祉・医療分野等における腰痛の要因

要因として、「福祉用具（機器や道具）の状況」「作業姿勢・動作の要因」等が挙げられています。

それに対するリスクの回避・低減措置として、福祉用具を積極的に使用することや、作業姿勢・動作の見直しが挙げられており、移乗介助等の際にはリフトやスライディングボード、スタンディングマシン等福祉用具を積極的に使用することを挙げています。

課題を解決するために

- 福祉用具を活用するための評価や相談システムの導入、使い方や介助方法等の研修が必要です。
- 車いす安全整備士等、知識・技術がある人が福祉用具を整備する必要があります。また、専用の殺菌設備で消毒することが必要です。
- 在庫管理をする仕組みを作ることが必要です。
- 最新の安全対策がとられているものを導入する必要があります。
- 腰痛予防対策の観点から、さまざまな移乗方法に対応できる機器を導入する必要があります。
- 病院・施設から在宅へ進めるうえで、福祉用具を活用することは大変重要だと考えます。

福祉用具活用システムのご提案

- 病院でも在宅でも同じ仕様の福祉用具を使うことができます。
介護保険の指定貸与事業者が取り扱っている福祉用具です。
最新の安全に配慮されたもので、かつ一人ひとりの状態に合わせることが可能です。
専用の殺菌・消毒が行える設備があります。
福祉用具を整備できる人がいます。
- 在庫管理のコストや修理・メンテナンス代等を省くことができます。
誰が何を使用しているか、何を誰が使用しているかを管理します。
故障があった際には、通常無償で修理を行います。
定期的にメンテナンスを行います。
- 福祉用具を活用するための評価や相談システムの導入、使い方や介助方法の研修等を行うに当たり、シーティングコンサルタント等の見識の深い専門家がサポート致します。

社会福祉法人創世福祉事業団

創世テクノエイドセンター

福島県伊達郡桑折町上郡字内記1-1

介護老人保健施設 桑折「聖・オリーブの郷」内

TEL:024(581)2100

FAX:024(581)2500

Mail:souteku@bd.wakwak.com